



税を考える週間

11月11日(金)~17日(木)

テーマ「少子・高齢社会と税」



国税に関する問合せ 八代税務署 32-3141 住民税に関する問合せ 市民税課 33-4107

税金は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかかりを持っている税について、その意義(必要性)および役割(用途)や税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国民の皆様に、より能動的に税の仕組みや目的を考えて、国の基本となる税に対する理解を深めていただくために設けられているものです。

今年の「税を考える週間」は、「少子・高齢社会と税」をテーマとして、各種の広報・広聴活動を行うことにしています。

また、この期間、給与所得者や主婦、児童・生徒などを対象とした「租税教室」の開催など、税を身近なものとして考えていただけるような行事を企画しています。

「租税教室」の開催希望は、税務署へお気軽にお尋ねください。

私たちが納める税金。国の予算10,000円あたりでは、どのように使われているの？

1,110円	590円	700円	920円	1,960円	2,240円	2,480円
その他 国の色々な施策の費用	防衛費 国を守るための費用	教育や科学の振興 校舎の建設や宇宙開発のための費用	公共事業 住宅・公園・道路などをつくる費用	県や市町村へ 県や市町村の仕事を助ける費用	国債費 国が借りたお金を返すための費用	社会保障 病気を治したり、お年寄りなどを助ける費用

中学生の

「税についての作文」コンクール

八代税務署管内優秀作品



八代市立鏡中学校3年 平崎 舞さん

私は日本国民です。また納税者です。私は学校へ通っています。安全な道を通り、暗い時には明るく街灯で照らされた道を安心して通り、何の心配もなく家族と一緒に生活しています。これは、あたり前の事かもしれません。一体、なぜこんな生活を送ることができるのでしょうか。それは、私たちが税金を納めているからです。私たちが普段、買い物をする時に支払う金額の5%の消費税も税金です。

では、なぜ消費税を支払うのだろう。と疑問に思う人はたくさんいると思います。私もその一人です。

私は、消費税の5%のうち4%は国へ、1%は地方へ納められていることを知りました。

何気なく支払っている消費税が国を動かす元になっています。自分のお金が国のためになっていると思うとうれしく思います。つまり税金とは私たちが

の生活になくはならない存在だと思います。

では、いつから税制が始まったのでしょうか。それは飛鳥時代の大化の改新から始まり、大宝律令によって完成しました。

当時は「租・庸・調」とよばれ、稲や布、地方の特産物で納められていました。その後、太閤検地や地租改正などを経て現在に至っています。国民にとってよりよい税制にするために人々は様々な工夫をし、努力をしてきたのだと思います。

中学三年の公民で学習した、日本国民の三大義務である「子どもに普通教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」というものがあります。私はとても素晴らしいことだと思います。

私たちは学ぶことができる。そして、働くことができる。そして、国民として納税をする。この三つの義務を果たすことにより、国民だということを改めて感じることができるのだと思います。

しかし、大きな問題点もあります。それは少子高齢化問題と税に関することです。高齢者の年金や医療費など、支払う金額が増加しているのに対して、納税する人が少ないという問題です。だからといってむやみに税を引き上げる方法も間違っています。

私は税を引き上げることでこの問題が解決できるとは思いません。今、大切なことは納められている税金を正しく

く使い、使い道をもう一度振り返り、見直すことだと思います。

私たちは税金のことについてもっと良く理解し、税金の大切さ、素晴らしさを知り、税を納めていきたいです。そして今よりもっとすばらしく、みんながこの国に生まれてきて良かったと誇りをもつことができるような日本を造っていききたいと思っています。

消費税納税資金の準備を！

納税は社会の基本的なルールです。

特に、消費税および地方消費税は、消費者からの「預り金的な性格」を有する税金ですから、期限内に確実に納付してください。

納税資金の準備にあたっては、毎日または毎月の売上げの中から、消費税および地方消費税に相当する分を積み立てるなど、日頃から納税資金の備蓄に努めましょう。なお、期限内に納付がない場合には、本税のほか、完納の日までの延滞税も併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

納税についてお分かりにならないことがありましたら、税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

八代税務署 32-3141 税務相談室八代分室 35-1171

「存知ですかe-tax

「国税電子申告・納税システム(e-tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続きが自宅や事務所にながらにしてインターネットなどで行うことができます。

e-taxに関する詳細はホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

◆e-taxに関する質問はヘルプデスクへ

(0570)015901

平日(祝日などを除きます)午前9時~午後5時

全国一律市内通話料金

12月は年末調整の月です

給与所得者の多くは、年末調整により、その年の納税を完了し、その調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

平成17年分の年末調整における注意点として、

○ 老年者控除が廃止されました。

○ 国民年金保険料などの控除を受ける場合には、その支払いを証明する書類の添付や提示が必要となります。

また、配偶者控除と重複する配偶者特別控除は、前年分から適用がありませんのでご注意ください。

詳しくは、上記の税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。